

理事報酬規則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の理事報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（理事報酬の種類）

第2条 理事の報酬は、固定報酬と比例報酬の二種とする。

（理事報酬の限度額）

第3条 固定報酬の限度額は、別表のとおりとする。

2 比例報酬は、執務1日当たり1万6千円以内とする。

（理事報酬の支給）

第4条 固定報酬は、別表に定める額を毎月25日に支給する。

2 比例報酬は、月末締めで翌月中に支給する。

（期間計算）

第5条 固定報酬は毎月21日から翌月20日までを1ヶ月として計算する。

2 理事が就任又は退任した時期が前項で定める1ヶ月の中途であった場合の固定報酬は、退任した日が当該月の5日以前であったとき又は就任した日が6日以降であったときは、別表に定める固定報酬の半額とする。

附 則

（施行期日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表

固定報酬の限度額

役 職 名	報酬月額
理 事 長	135,000円以下
副理事長	60,000円以下
常任理事	60,000円以下
理 事	32,000円以下